

資料編

1 在宅子育て家庭の座談会の概要

(1) 調査目的

本計画を策定するにあたり、在宅の子育て支援の充実に向けて、在宅で子育てをしている家庭に対して必要な支援について、アンケートでは聞けない住民の生の声を聞くために、座談会の実施及び子育て支援センターでのヒアリングを実施しました。

(2) 開催日と開催場所

	座談会				ヒアリング
開催日	令和元年 8月19日 (月)	令和元年 8月21日 (水)	令和元年 8月22日 (木)	令和元年 8月23日 (金)	令和元年 10月25日 (金)
開催時間	10:00～11:30	10:00～11:30	10:00～11:30	10:00～11:30	10:30～11:30
開催場所	イコーラム 第1研修室	東体育館 第3研修室	夢広場 大会議室	本庁 22F 会議室2	楠根子育て 支援センター

(3) 参加人数

■合計：19名／5件

	座談会				ヒアリング
開催日	令和元年 8月19日 (月)	令和元年 8月21日 (水)	令和元年 8月22日 (木)	令和元年 8月23日 (金)	令和元年 10月25日 (金)
参加者数 (調査件数)	4名	5名	7名	3名	5件

(4) 調査内容（質問項目）

座談会	ヒアリング
① 普段の情報収集方法	① 普段利用している施設
② 相談先や普段利用している施設等	② 子育てに関する相談先
③ 子育ての大変さに対して、具体的にどうい う支援や環境があったらいいと思うか	③ 子育てに関する情報収集方法
④ 自分で子どもをみられないときの対応	④ 自分ではみられないときの対応
⑤ 無償化されたあとの子育てに関する影響	⑤ 保育の無償化による就労に対する意識の 変化
⑥ 就労意向と就労するために必要な支援	⑥ 就労するために必要な支援
⑦ もう1人子どもを生むために必要な条件	⑦ もう1人子どもを生むために必要な条件
	⑧ 子育ての大変さに対して有効な支援

(5) 結果概要 (座談会)

項目	内容
① 普段の情報収集方法	<ul style="list-style-type: none"> ・家族(親族) ・市政情報誌 ・友達 ・すくすく☆トライ ・ポスター ・情報誌 ・子育て支援センター ・子育てサークル ・つどいの広場 ・SNS (Facebook, Instagram) ・インターネット
② 相談先や普段利用している施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・親族 ・保育所(きょうだいが通っている) ・コミュニティサロン ・友達 ・SNS 仲間 ・子育て支援センター ・つどいの広場 ・保健師(子どもの気になる様子等を相談する) ・保育士 ・先輩ママ
③ 子育ての大変さに対して、具体的にどういう支援や環境があったらいいと思うか	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一時預かりについて <ul style="list-style-type: none"> ・一時預かりを広めてほしい ・リフレッシュ型でも4時間は短い。延長可能にしてほしい ・当日対応が可能な一時預かり ・保育所にいつでも預けられるようにしてほしい ・ファミリー・サポート・センターなどの登録がもっと気軽になったら嬉しい ・一時預かりはお金がかかり負担が大きい ・東地域の瓢箪山以南に一時預かりが少ない ■ 都市整備(公園、道路、バリアフリー関係) <ul style="list-style-type: none"> ・公園の整備(衛生面や公園の雑草処理等) ・公園の砂場に屋根、ベンチ ・駅のエレベーター(複数台、広く) ・街に緑があったら良い。田んぼ、桜等、緑の多い公園等 ・道路が狭い ・道がガタガタで、ベビーカーや自転車で通りにくい

項目	内容
<p>③子育ての大変さに対して、具体的にどういう支援や環境があったらいいと思うか</p>	<p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一緒に買い物をしてくれる支援者さん(サポーター) ・地区ごとに保育の需要と供給に偏りがあると感じる ・離乳食を作るのが大変⇒親子教室などで出てくるメニュー、保育園の献立表などがとても参考になる ・室内の遊び場(雨でも暑くても遊べる場所) ・延長保育の無償化の影響(幼稚園) ・室内の遊び場(雨でも暑くても遊べる場所) ・子ども用品店がもっとほしい ・つどいの広場は未就学児しか入れられない
<p>④自分で子どもをみられないときの対応</p>	<p>■一時預かり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時預かり ・保育所に預けている ・保育所の一時預かりを利用しているが、いつでも対応可能なわけではないので、預ける場所に困っている <p>■支援を利用していない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族がみってくれる ・不安なので、預けられない ・今まで利用したことがないが、一時預かりやファミリー・サポート・センター等は気になっている ・家族にみてもらえるが、家族の体調を考えると心配
<p>⑤無償化されたあとの子育てに関する影響</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・無償化したとしても、無償化前から希望している施設(幼稚園または保育所)に入れたいと思う ・無償化したとしても、家から近いことが重要 ・無償化よりも、子どもを預けられる施設を増やしてほしい
<p>⑥就労意向と就労するために必要な支援</p>	<p>■就労を希望する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもをみてくれたら働きたい ・子どものことで気軽に休むことができる(今日は在宅勤務等)仕組みが必要 ・社会との接点を持つためにも就労はしたいが、子どもが預けられるかが不安 <p>■就労よりも子育てしたい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の手で子どもをみたい。子どもを自分でみるのは当たり前だし、子どもにとって親が身近にいることで安心を感じて育ててほしい

項目	内容
⑥ 就労意向と就労するために必要な支援	<p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家計のためにやむを得ず働くのではなく、働いてもいいし、働かなくても安心して子育てができるような経済的支援をしてもらいたい ・子どもを預けて働いたとしても、不安だから働きにくい ・仕事をしていない期間が長くて、働くことが不安。いきなり正社員ではなく、融通の利く働き方ができれば嬉しい ・子どもが生まれると再就職が難しいので、パートでも育児休業をとりやすいなど、制度を充実させてほしい
⑦ もう1人子どもを生むために必要な条件	<ul style="list-style-type: none"> ・社会全体の理解(電車にファミリー車両を整備、子ども連れでお店に入っても迷惑がられない、映画や音楽を鑑賞のために子どもと一緒に入っても迷惑にならないような施設を整備してほしい) ・経済的な面での将来不安。これから幾らかかるのかが不安 ・第1子の支援が手厚ければ、2人目を考える ・1人の時間がほしい。大人と話したい。初産のときは、産後うつになったり、不安が多かった。そういうときは、情報を得ようとするのも億劫になる ・育休の義務化や夫婦で子育てに積極的に関わる仕組み(プレママ、プレパパ研修には仕事などで参加できない。男性にも子育て、出産の大変さを知ってほしい。知らないことが多すぎる。産んで終わりではない。)⇒もっと学校で具体的な大変さも一緒に教育してほしい ・飲食店などにファミリー・ルームや離乳食があると良い ・妊婦中は、出かけるのも不安。就労もしていたので、市主催の講習も時間が合わない事があった ・こんにちは赤ちゃん事業は心強かった。何度も来てくれたというママ友がいて、そういう手厚い支援は嬉しい ・不妊治療は検査だけでも相当高額でハードルが高い
⑧ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・病児保育は他からの感染が心配で利用していない ・妊娠、出産、子育ての変化についていくのが想像以上に大変だった ・結婚する人がそもそも増えていないから、結婚することで目に見えるメリットがあると良い ・講習の実施、同じ月齢の子どもを持つママ同士の交流ができる場があれば良い ・車移動が多いので、各施設に駐車場があると助かる ・10代でママになった方の居場所が必要だと思う⇒サークル等の参加者は年上ママが多く、白い目で見られることも多い ・シングルで子育てしている方への支援があれば

(6) 結果概要 (ヒアリング)

項目	内容
① 普段利用している施設	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センター ・保育所の園庭開放 ・公園
② 子育てに関する相談先	<ul style="list-style-type: none"> ・家族、きょうだい ・友達 ・子育て支援センターの保育士 ・保健センター
③ 子育てに関する情報収集方法	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センター ・子育てアプリ ・インターネット、ホームページ
④ 自分ではみられな いときの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・家族がみってくれる ・自分が病院を受診する際には子どもをあまり連れて行きたくない。病院にも一時預かりがあれば嬉しい ・一時預かりをしてくれる施設が近くにない
⑤ 保育の無償化による就労に対する意識の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・特に変化はない ・子育てが落ちついたタイミングや自分の生活リズムが整ったら働きたい
⑥ 就労するために必要な支援	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の充実(近くに保育園をつくってほしい、子どもを預ける場所があれば働きたい、遅い時間までの保育) ・わずかな時間でもよいので預けたい
⑦ もう1人子どもを生むために必要な条件	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の充実 ・一時預かりの充実 ・社会全体の理解(電車内での理解等) ・相談窓口の充実(市役所ではなく、もっと気軽に相談したい) ・家に直接来てもらって、子育てについての指導してもらえると嬉しい ・親以外にも頼れる先が必要 ・1人目の送り迎えが大変
⑧ 子育ての大変さに対して有効な支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センターがあつて助かっている ・特に困っていることはない ・飲食店で子ども用のイスの用意 ・エレベーターを増やしてほしい ・遅い時間の保育 ・子どもの荷物が多いため、遠くに行くのが大変 ・子ども同士で遊べる環境がほしい

2 本計画の策定の経緯

平成 27 年度

平成二十七年	6月15日(月)	第18回東大阪市子ども・子育て会議	(1)平成27年度の入園・入所状況について (2)子ども・子育て支援新制度における取組状況について (3)公立の就学前教育・保育施設再編整備計画について (4)地域子ども・子育て支援事業について
	10月26日(月)	第19回東大阪市子ども・子育て会議	(1)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者選考部会からの報告 (2)地域子ども・子育て支援事業等の主な実施状況について (3)公立の就学前教育・保育施設再編整備計画について
平成二十八年	2月9日(火)	第6回東大阪市子ども・子育て会議幼保連携検討部会	(1)公立幼保連携型認定こども園開設に向けたこれまでの経過と今後のスケジュール (2)公立幼保連携型認定こども園のあり方 (3)教育・保育内容のあり方
	3月7日(月)	第20回東大阪市子ども・子育て会議	(1)幼保連携型認定こども園・小規模保育施設等について (2)地域子ども・子育て支援事業等について (3)公立の就学前教育・保育施設再編整備計画の進捗について

平成 28 年度

平成二十八年	5月23日(月)	第7回東大阪市子ども・子育て会議幼保連携検討部会	(1)東大阪市幼保連携型認定こども園 教育及び保育の内容に関する全体的な計画(案) (2)平成29年度幼保連携型認定こども園開設に向けた課題項目
	5月30日(月)	第21回東大阪市子ども・子育て会議	(1)会長の選任、副会長の選任について (2)子ども・子育て支援事業計画について (3)平成28年度の入園・入所状況について (4)地域子ども・子育て支援事業等について (5)利用者負担について

	7月25日(月)	第22回東大阪市子ども・子育て会議・利用料検討部会合同会議	(1)利用者負担について (2)子ども・子育て支援事業計画における確保策の状況について (3)子育て支援員について
平成二十九年	2月27日(月)	第23回東大阪市子ども・子育て会議	(1)子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて (2)幼保連携型認定こども園・小規模保育施設等について (3)公立の就学前教育・保育施設再編整備計画の進捗について

平成29年度

平成二十九年	5月25日(木)	第24回東大阪市子ども・子育て会議	(1)平成29年度の入園・入所状況について (2)子ども・子育て支援事業計画の進捗について (3)子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて
	9月20日(水)	第25回東大阪市子ども・子育て会議	(1)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者選考部会からの報告 (2)子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて (3)公立の就学前教育・保育施設再編整備計画について
	12月6日(水)	第26回東大阪市子ども・子育て会議	(1)子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて (2)留守家庭児童育成事業について
平成三十年	1月31日(水)	第27回東大阪市子ども・子育て会議	(1)子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて (2)公立の就学前教育・保育施設再編整備計画について
	2月23日(金)	第28回東大阪市子ども・子育て会議	(1)子ども・子育て支援事業計画の中間見直し(案)について (2)幼保連携型認定こども園・小規模保育施設等について (3)公立の就学前教育・保育施設再編整備計画について

平成 30 年度

平成三十年	5月28日(月)	第29回東大阪 市子ども・子育て 会議	(1)平成30年度の入園・入所状況について (2)子ども・子育て支援事業計画の進捗について
	9月12日(水)	第8回東大阪 市子ども・子育て 会議幼保連携検討 部会	(1)平成29年度認定こども園に関する課題整理の概要 について (2)東大阪幼保連携型認定こども園教育・保育カリキュ ラム(平成30年度)(案)について
	9月28日(金)	第30回東大阪 市子ども・子育て 会議	(1)第2期東大阪子ども・子育て支援事業計画について (2)保育施設入所選考基準について
	11月29日(木)	第31回東大阪 市子ども・子育て 会議	(1)第1期東大阪子ども・子育て支援事業計画の事業 評価について (2)市民アンケート調査について
平成三十一年	3月6日(水)	第32回東大阪 市子ども・子育て 会議	(1)市民アンケート調査について (2)幼保連携型認定こども園・小規模保育施設等について

令和元年度

令和元年	7月29日(月)	第33回東大阪 市子ども・子育て 会議	(1)令和元年度の入園・入所状況について (2)子ども・子育て支援事業計画の進捗について (3)子ども・子育て支援事業計画策定にかかる市民アン ケート調査の報告(前回比較)について (4)在宅子育て家庭の座談会について (5)今後のスケジュールについて
	10月30日(水)	第34回東大阪 市子ども・子育て 会議	(1)第2期子ども・子育て支援事業計画における各事業 の需要量(ニーズ量)等について (2)在宅子育て家庭の座談会について (3)第2期子ども・子育て支援事業計画(骨子案)について
	12月23日(月)	第35回東大阪 市子ども・子育て 会議	(1)第2期子ども・子育て支援事業計画(素案)について

3 東大阪市子ども・子育て会議条例

○東大阪市子ども・子育て会議条例

平成25年7月5日東大阪市条例第20号

改正

平成26年6月30日条例第29号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項各号に掲げる事務並びに法第7条第4項に規定する教育・保育施設及び同条第5項に規定する地域型保育を行う事業者の選定に当たっての審査に関する事務を処理するため、東大阪市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 学校教育に関する団体の代表者
- (3) 労働者の団体の代表者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業の関係者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第4条 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、当該臨時委員に係る特別の事項の調査審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のとき

は、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第8条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、子どもすこやか部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(最初の会議の招集等)

2 第2条第2項の規定による委嘱後最初の子ども・子育て会議の会議の招集及び会長が選出されるまでの間における子ども・子育て会議の運営は、市長が行う。

(東大阪市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 東大阪市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和42年東大阪市条例第107号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成26年6月30日条例第29号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 執行機関の附属機関に関する条例(昭和42年東大阪市条例第15号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

3 東大阪市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和42年東大阪市条例第107号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

4 東大阪市子ども・子育て会議委員名簿

●東大阪市子ども・子育て会議委員名簿（令和元年度）

（順不同、敬称略）

所 属	氏 名	備 考
大阪大谷大学教育学部教育学科准教授	井上 寿美	
東大阪市立小学校長会役員	植田 勝	
幼稚園保護者	奥野 大輔	
東大阪労働組合総連合委員	川南 良子	
大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類教授	関川 芳孝	会長
公立保育所長代表	竹内 純子	
東大阪市私立幼稚園協会会長	竹村 明	
東大阪市留守家庭児童育成クラブ連絡会副会長	田原 広史	
保育所保護者	中泉 あゆみ	
大阪人間科学大学人間科学部社会福祉学科教授	中川 千恵美	副会長
東大阪市障がい児通所支援事業所連絡会会長	中西 良介	
認可外保育施設の代表者	中村 成伸	
東大阪労働団体連絡協議会委員	福田 実加	
東大阪市立幼稚園・こども園長会代表	三宅 清香	
東大阪大学副学長	吉岡 眞知子	
東大阪市私立保育会会長	好川 智也	
東大阪市PTA協議会副会長（母親代表）	渡士 奈央子	

●東大阪市子ども・子育て会議幼保連携検討部会委員名簿（令和元年度）

（順不同、敬称略）

所 属	氏 名	備 考
孔舎衛幼稚園長	大畑 圭子	臨時委員
荒本子育て支援センター長	竹内 純子	子ども・子育て会議委員
東大阪市私立幼稚園協会会長	竹村 明	子ども・子育て会議委員
大阪人間科学大学人間科学部社会福祉学科教授	中川 千恵美	子ども・子育て会議委員
石切保育所長	中洲 良子	臨時委員
北宮こども園長	林 香里	臨時委員
大蓮こども園長	増田 美智子	臨時委員
東大阪市立幼稚園・こども園長会代表	三宅 清香	子ども・子育て会議委員
東大阪市私立保育会会長	好川 智也	子ども・子育て会議委員
東大阪大学副学長	吉岡 眞知子	子ども・子育て会議委員

●東大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業選考部会委員名簿（令和元年度）

（順不同、敬称略）

所 属	氏 名	備 考
神戸女子大学教授	大西 雅裕	臨時委員
公認会計士	船越 啓仁	臨時委員
福祉部法人指導課長	浦野 兼一	臨時委員
東大阪大学副学長	吉岡 眞知子	部会長・子ども・子育て会議委員
四天王寺大学准教授	吉田 祐一郎	臨時委員

●東大阪市特定教育・保育施設障害児入所認定審査部会委員名簿（令和元年度）

（順不同、敬称略）

所 属	氏 名	備 考
神戸女子大学教授	大西 雅裕	部会長・臨時委員
東大阪市立障害児者支援センター長	勝山 真介	臨時委員
東大阪市立障害児者支援センター	相原 加苗	臨時委員
児童虐待防止協会	千葉 郁子	臨時委員
下京保健センター	阿部 康子	臨時委員